

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告示

ページ

○形質変更時要届出区域の指定の解除

(環境対策課) 一

○県営土地改良事業の換地処分

(農村整備課) 三

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業

者(四件)

(水産林政総務課) 三

○土地改良区の定款変更の認可

(東部地方振興事務所) 四

公告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課) 四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札

(教育庁高校財務・就学支援室) 四

選挙管理委員会

○衆議院小選挙区選出議員選挙に係る政見放送を行うことができる基幹放

送事業者及び政見放送の回数

七

○衆議院比例代表選出議員選挙における投票記載所の名簿届出政党等名称

等掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時

七

○衆議院議員総選挙に係る選挙人名簿選挙時登録の基準日

七

告示

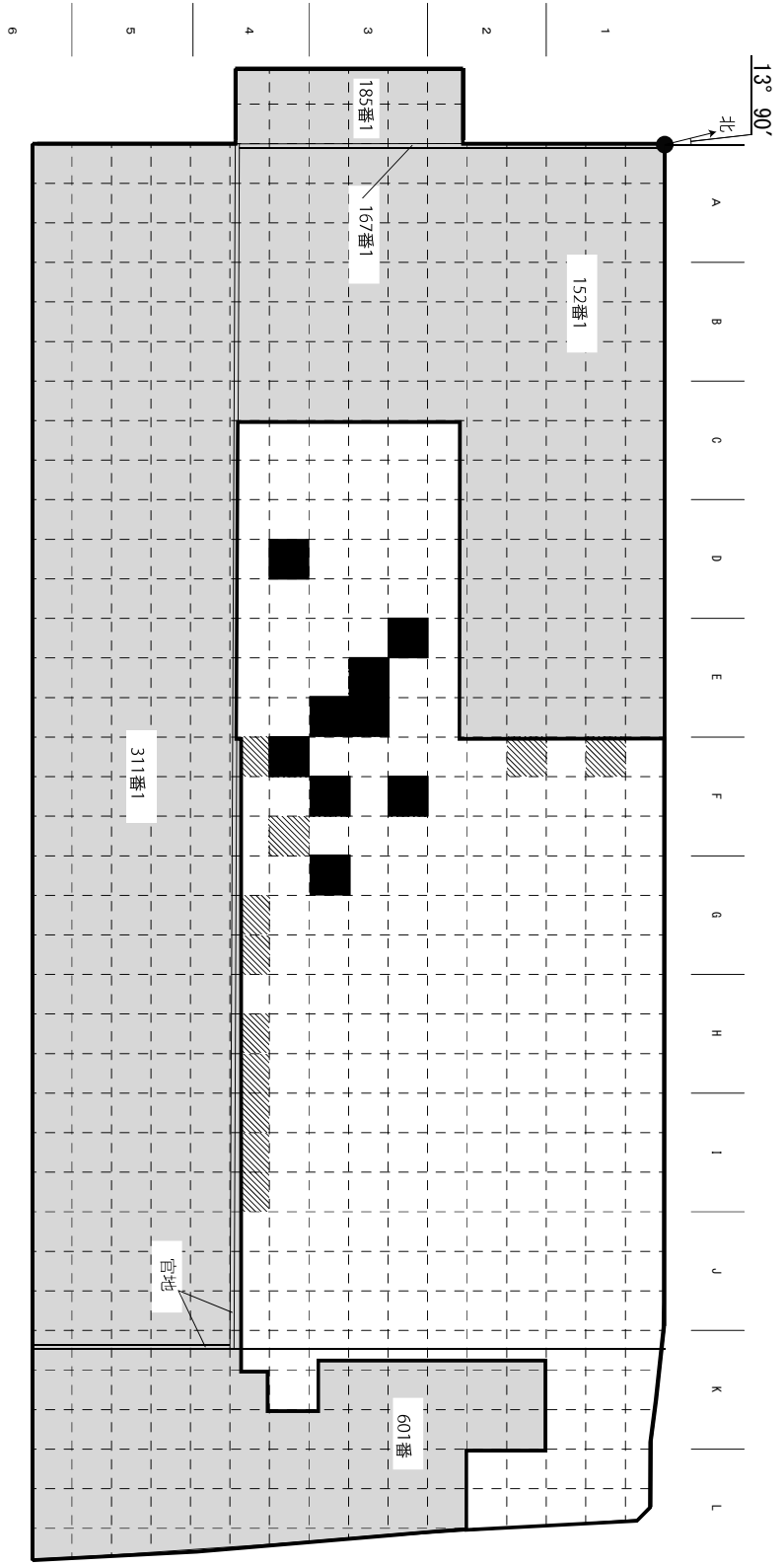
○宮城県告示第六百六十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により指定した形質変更時要届出区域の一部について、同条第二項の規定により次のとおり指定を解除する。

令和六年十月十一日

一 指定を解除する形質変更時要届出区域
大崎市古川中里六丁目百五十二番一の一部とし、次の図のとおりとする。

宮城県知事 村井嘉浩

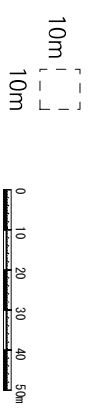


- 【凡 例】**
- 起点
 - 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - 敷地のうち、
形質変更予定外の土地
 - 形質変更時要届出区域
 - 指定を解除する区域

【起 点】
 起点は、大崎市古川中里六丁目167番1の
 最北端である。

【形質変更時要届出区域の総面積】
 844.00㎡

【格子の回転角度(13度90分)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び
 南北方向に引いた線並びにこれらと平行して
 10m間隔で引いた線により構成されている格子を、
 起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。



二 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
クロロエチレン、一・二ジクロロエチレン、トリクロロエチレン

三 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

○宮城県告示第六百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和六年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称
上沼地区

二 処分の年月日

令和六年九月二十七日

○宮城県告示第六百六十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	宮城県第 二十二加 入区
区 域	平成十九年宮 城県告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 に基つる加入 区に係る加入 区の設定され た宮城県漁業 協同組合の塩 釜地区のうち 旧塩釜支所 七ヶ浜支所に
同意成立の 届出年月日	令和六年九月 二十日
発起人の住所及び氏名	宮城県七ヶ浜町 菖蒲田三 丁目三 番一 宮城県七ヶ浜町 吉田浜 一 宮城県七ヶ浜町 信悦
養殖業の種類	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第三十九号） 第十八条の四に 規定するのり養 殖業
区域内特定 養殖業者数	四十四人

仙台南支所及び
仙南支所の地
区

○宮城県告示第六百六十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	宮城県第 十二加入 区
区 域	平成十九年宮 城県告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 に基つる加入 区に係る加入 区の設定され た宮城県漁業 協同組合の唐 桑支所の地区 のうち宿浦の 区域
同意成立の 届出年月日	令和六年九月 二十日
発起人の住所及び氏名	気仙沼市唐桑町宿浦二 丁目六 番一 島山政則 気仙沼市唐桑町宿浦二 丁目九 番一 島山精一
養殖業の種類	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第三十九号） 第十八条の四に 規定する特定か き養殖業
区域内特定 養殖業者数	二人

○宮城県告示第六百六十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	宮城県第 十四加入 区
区 域	平成十九年宮 城県告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 に基つる加入 区に係る加入 区の設定され た気仙沼市唐 桑町上鮎立 二丁目一 番一 村喜 気仙沼市唐桑町鮎立二 丁目一 番一
同意成立の 届出年月日	令和六年九月 二十日
発起人の住所及び氏名	気仙沼市唐桑町上鮎立 二丁目一 番一 村喜 気仙沼市唐桑町鮎立二 丁目一 番一
養殖業の種類	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第三十九号） 第十八条の四に 規定するのり養 殖業
区域内特定 養殖業者数	四人

共済に係る加入区の設定で告示された宮城県漁業協同組合の唐桑支所の地区のうち上鮎立、鮎立の区域	村上 正浩	条の四に規定する特定かき養殖業
--	-------	-----------------

○宮城県告示第六百六十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名 称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第十七加入区	平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の唐桑支所の地区のうち東舞根、西舞根の区域	令和六年九月二十日	気仙沼市唐桑町西舞根 百三十三 一 氣山 哲 一 気仙沼市唐桑町東舞根 二百八 一 鈴木 章 登	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十九号）第十八条の四に規定する特定かき養殖業	五人

○宮城県告示第六百六十八号

石巻市稲井土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和六年十月三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和六年十月十一日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 石 川 佳 洋

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和六年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- 東松島市大塩字旗沢六十番一の一部、六十番十三、小松字上二間堀七十八番四の一部、七十九番二、七十九番三、七十九番四の一部、百四番三の一部、百四番五、百八番二、百九番一の一部、百九番三の一部、百九番六の一部、百九番七の一部、百十一番一の一部、百十一番二、百十二番一の一部、百十二番五、百十二番六、百十二番七、百十三番三の一部、百十三番四、百十八番三の一部、百十八番四、百十二番一地先の道の一部
- 東松島市

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和六年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（大河原産業高等学校）一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 賃貸借期間 令和七年四月一日から令和十二年九月三十日まで
 - 4 設置場所 宮城県大河原産業高等学校
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条によ

る廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行つた行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二十一条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人

等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に国又は地方公共団体等と、本調達と同様の内容の機器賃貸借及び保守契約を締結し、二回以上履行した実績（複数年契約しているものにあつては、履行期間が十二月以上経過しているものに限り）を有すること。

9 賃貸借機器に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

10 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二一―三三三五）へ令和六年十月二十五日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校財務・就学支援室管理運営班（電話〇二二―二二一―三六二三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和六年十月十八日（金）まで前記の問い合わせ先に申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム（以下「システム」

という。)により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年十月二十五日(金)から令和六年十一月六日(水)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年十一月六日(水)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和六年十一月十一日(月)午前九時から令和六年十一月十九日(火)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和六年十一月十九日(火)午後五時
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出するものとす。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 令和六年十一月二十日(水)午前九時 宮城県行政庁舎十六階 高校財務・就学支援室内

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の四の審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に賃借期間月数を乗じ

た金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items or Services to be Procured : Leasing of electronic data processing system for Miyagi Prefectural High Schools (Miyagi Ogawara Industrial High School). (1 set)

2 Lease Period : April 1, 2025 to September 30, 2030

3 Place of Implementation : Miyagi Ogawara Industrial High School

4 Deadline and Location for Bid Submission : November 19, 2024 (Tue), 5 : 00 p.m.

Management Section, High School Finance and Enrollment Support Division, Board of Education Secretariat

5 Time and Location of Bid Selection : November 20, 2024 (Wed), 9 : 00 a.m.

High School Finance and Enrollment Support Division, Miyagi Prefectural Government Building 16th Floor

6 Contact Information : Management Section, High School Finance and Enrollment Support Division, Board of Education Secretariat 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8423 Japan

Tel.: 022-211-3623

7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

選挙管理委員会

○宮選管告示第百一号

第五十回衆議院議員総選挙において、宮城県内の小選挙区選出議員の選挙に関し、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定による候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる候補者届出政党一政党当たりの政見放送の回数は、次のとおりとする。

令和六年十月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

宮城県における候補者届出政党の届出候補者数	テレビジョン放送		ラジオ放送	
	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
一人又は二人の場合	株式会社仙台放送 株式会社宮城テレビ放送	一 一		
三人から五人までの場合	株式会社仙台放送 株式会社宮城テレビ放送	一 一	東北放送株式会社	一

○宮選管告示第百二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十五条の規定による令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における投票所内名簿届出政党等名称等掲示の順序を定めるくじは次のとおりこれを行う。

令和六年十月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 令和六年十月十五日

午後五時三十分

○宮選管告示第百三号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第三項の規定による選挙人名簿選挙時登録の基準日を次のとおり定める。

令和六年十月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

選挙時登録の基準日

令和六年十月十四日